

鳥取県告示第439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ米子弓ヶ浜

米子市夜見町2931-1、2932-1、2936-2、2936-5及び2937-3

2 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 6の書類に記載のとおり

変更後

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 6の書類に記載のとおり

3 変更年月日

平成22年8月1日

4 変更する理由

前面道路（国道431号）拡幅により、出入口の位置変更が必要になるため

5 届出年月日

平成22年6月25日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年7月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。